

「トキめく能登の未来」米づくり認証制度実施要綱

制定 令和7年12月1日 ブ第710号

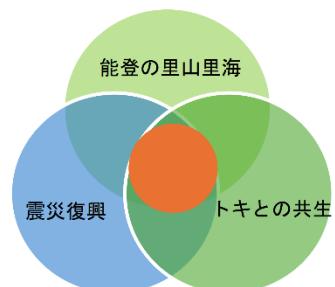
(目的)

第1条 能登地域は、里山里海に育まれた優れた自然環境、多様な生物資源及び生物多様性が守られた伝統的な農林漁法などの営みが評価され、世界農業遺産に認定されている。また、能登は本州最後のトキの生息地で、トキに大変ゆかりの深い土地であり、令和6年能登半島地震、奥能登豪雨からの復興のシンボルとして、トキが半世紀ぶりに能登の大空を舞うという夢の実現に向けた取組を進めている。

この要綱は、トキの定着を目指した米づくりに関する基準を定め、当該基準に適合する取組を認証することにより、能登地域の米づくりに新たな付加価値を創出し、能登地域の農業の発展に資することを目的とする。

取組理念

- 世界農業遺産に認定された、自然と調和した人の営み、自然の恵み、祭礼・伝統技術、美しい景観、豊かな生き物のつながりなど、里山里海の保全と活用を通じ、能登の活性化を促進する
- トキとの共生による米作りを通じて、生物多様性を次世代へ継承する
- 震災と豪雨により甚大な被害に見舞われたふるさとの創造的復興をスローガンに、能登の未来を創造する



(県等の責務)

第2条 県並びに、本要綱に基づき認証を受けた個人、法人又は団体（以下「認証事業者」という。）をはじめ、本認証制度に関係する者は、この制度の適正な運用と活用が図られるように、それぞれの立場において努めるものとする。

(認証の区分とその基準)

第3条 当要綱に基づく認証は、次の区分に応じて、化学肥料及び化学合成農薬削減に係る基準及びトキの餌場環境整備に係る基準を双方満たす取組に対して行う。

- (1) 5割以上削減区分
- (2) 3割以上削減区分

2 化学肥料及び化学合成農薬削減に係る基準は、次のとおりとする。なお、ネオニコチノイド系農薬は使用しないものとする。

(1)前項第1号（5割以上削減区分）の認証については、取り組む全ての場について次の認証のいずれかを受けること。

- ①有機JAS認証のうち有機農産物生産行程管理者に係る認証（通称：有機JAS認証）
- ②石川県特別栽培農産物認証制度による認証（通称：特栽認証）

(2)前項第2号(3割以上削減区分)の認証については、取り組む全ての場について次の認証のいずれかを受けること。

- ①有機JAS認証のうち有機農産物生産行程管理者に係る認証(通称:有機JAS認証)
- ②石川県特別栽培農産物認証制度による認証(通称:特栽認証)
- ③石川県環境負荷低減事業活動実施計画(1号活動)認定(通称:みどり認定1号活動)
- ④持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定(通称:エコ農業者認定)
- ⑤石川県エコ農業推進団体認定(通称:エコ農業推進団体認定)

3 トキの餌場環境整備に係る基準は、別表に定める。

(認証の申請)

第4条 認証を受けようとする個人及び法人並びに団体(以下「事業者」という。)は、様式第1号により、米の作付け開始前までに知事に申請しなければならない。

(認証の決定及び通知)

第5条 知事は、第4条による申請の内容が認証基準に適合すると認めるときは認証するものとし、認証事業者に通知するものとする。

2 認証事業者の所在市町長に対して、その旨通知するものとする。

3 認証内容の変更又は取り消しがあった場合も、同様に通知するものとする。

(認証の有効期間)

第6条 認証の期間は、申請者が選択した5年以内の期間とし、その終了日は12月31日とする。ただし、第3条第2項第2号④及び⑤を条件として申請したものについては、有効期間を、それぞれの要件の認定終了日又は令和9年12月31日のいずれか早い日までとする。

2 第3条第2項第1号①及び②、並びに第2号①から③を条件として申請したものうち、その認証期間又は認定期間が前項に定める期間中に切れるものについては、遅滞なく更新することを第3条第1項適用の条件とする。

(実施状況等の報告)

第7条 認証事業者は、毎年6月末までに前年度分の実施報告及び当該年度の取組計画を様式第2号により、知事に報告しなければならない。

(認証の更新)

第8条 認証事業者が、認証の有効期間終了後も引き続き認証を受けようとする場合は、改めて第4条に定める申請を行うものとする。

(認証マークの使用)

第9条 認証を受けた米づくりにより生産された農産物（「トキ認証米」という。）を販売する者は、別に定める「石川県登録商標「トキめく能登の未来」米づくり認証マーク等の使用に関する要綱」により使用許諾を受けた場合に限り、商品の外装などに認証マーク等を表示することができるものとする。

(認証事業者の遵守事項)

第10条 認証事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 第5条第1項により認証された米づくりを中止したとき又は中止しようとするときは、直ちに知事に届け出ること。
- (2) 第5条第1項に基づき複数年の認証を受けた場合であっても、認証期間中に認証要件を満たさなかった場合は、当該年度については認証米として取り扱わないものとすること。
- (3) 認証を受けた米づくりによる生産、出荷、販売等について、自主的かつ責任ある管理を行うこととし、申請及び実施報告に係る一連の書類は認証期間終了後から3年間保管すること。また、認証基準どおりに生産されているかについて、次に掲げる記録の根拠資料は、生産の年から3年間保管すること。記録事項の確認が可能な書類（電磁的記録を含む。）であれば、様式は問わないものとする。

①認証を受けた米づくりによる生産に関すること。

必須項目：栽培履歴（肥料、農薬、たい肥等）

②トキ認証米の出荷に関すること。

必須項目：出荷年月日、出荷先、出荷量

(調査等)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、当該職員等をして認証事業者の事務所及び農産物等の貯蔵場を調査させることができる。

2 前項の実施にあたり、認証事業者は特段の理由がない限り、当該調査等を拒むことができないものとする。

3 知事は、第1項の調査等の結果、認証事業者が認証基準に定める方法により生産していないことを確認したときは、是正を命じ、所要の報告をさせるものとする。

(認証の取り消し等)

第12条 知事は、認証事業者が次のいずれかに該当すると認めるとときは、認証を取り消すことができる。なお、認証の取り消しにより認証事業者及び第三者に損失が生じても、知事は責任を負わない。

- (1)認証の取り消しの申し出があったとき。
- (2)虚偽の申請をして認証を受けたとき。
- (3)認証基準に反する等の行為に対して、知事から是正の指示を受けたにもかかわらず、当該是正を適切に講じない時、他の認証事業者等の信頼を損なうおそれのある行為をしたとき。
- (4)その他本認証制度について、重大な支障をもたらす行為をしたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、認証に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。